

安全保障理事会決議 2195 (2014)

2014年12月19日、安全保障理事会第7351回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際の平和および安全の維持に関する安保理の主要な責任を再確認し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、

テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを更に再確認し、

テロリズムは、テロリストの脅威を妨害し、損ない、孤立させそして無能力にするため全ての国家および国際的な並びに地域的な機構の積極的な参加および共同作業が関係している持続的なそして包括的な対処方法によってのみ打ち負かされることができることを強調し、

テロリストの資金調達およびテロリストが獲得した金融および他の資源を重大に懸念し、そしてこれらの資源が彼らの将来のテロ活動を支援するであろうことを強調し、

テロ行為の資金調達を防止しそして抑圧する必要性を再確認し、

テロリストが、幾つかの地域において、武器、人、薬物および芸術品の取引からまた金および他の貴重な金属や宝石、鉱石、野生生物、木炭や石油を含む天然資源の違法貿易から、そして身代金目的の誘拐およびゆすり並びに銀行強盗を含む他の犯罪からのものを含む、越境組織犯罪から利益を得ていることに懸念を表明し、

公正なまた効果的な刑事司法制度の策定および維持は、テロリズムや越境組織犯罪に対抗するあら

ゆる戦略の重要な基礎であるべきことを強調し、

2014年9月2日にナイロビで開かれた暴力的な過激主義とテロリズムに対抗することに関するアフリカ連合平和安全保障理事会サミットのコミュニケに留意し、そして既存の職務権限の範囲内で、国連テロ対策組織と加盟国に対し、暴力的な過激主義とテロリズムに対抗するアフリカの取組に向けて援助と能力構築を提供することを求め、

幾つかの事例においては、アル・カーイダと関連のある個人、集団、企業および団体が越境組織犯罪に関与することから利益を得続けていることを重大に懸念し、そしてテロ活動と闘うことにおける重要な道具としての決議 2161 (2014) の第1項の措置の断固とした実施の必要性をこれに関連して強調し、

全ての加盟国に対し、諸決議 1267 (1999)、1333 (2000) および 1989 (2011) に従って創り出された一覧表（「アル・カーイダ制裁一覧表」）を、維持することと更新することにおいて、現在の一覧表掲載に関連のある追加の情報を与えること、適切な場合には一覧表からの削除要請を提出すること、そして決議 2161 (2014) の第1項において言及された措置の対象となるべき一覧表掲載のための追加の個人、集団、企業および団体を特定することや指名することにより、積極的に参加することを、この点で促し、

ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連のある全ての他の個人、集団、企業および団体が関係している直接または間接の貿易における何らかの関与についての決議 2170 (2014) における安保理の最近の非難、およびそのような関与が諸決議 1267 (1999) と 1989 (2011) に従った委員会（「同委員会」）により指定された団体への財政的支援となり得てまた同委員会による更なる一覧表掲載に導く可能性があるという安保理の繰り返しを想起し、

越境組織犯罪から利益を得ているテロリスト集団が、影響を受けた国家を、特にその安全、安定、統治、社会的および経済的發展を、損ねていることの原因となる可能性があることを深く懸念し、

テロ行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威におけるものを含む、安保理の議題に関する活動の全ての関連するテーマ別分野における女性、平和および安全問題に対する注意を増

加する必要性を再確認し、そしてテロリズムと暴力的な過激主義に対抗する戦略を策定することにおいて女性および若者の参加を組み入れることの重要性に留意し、

テロリズムの拡散に資する条件に対処する必要性を強調し、

テロリズム、暴力的な過激主義および越境組織犯罪の連合した存在は、アフリカにおけるものを含む、影響を受けた地域における紛争を悪化させる可能性があることを強調し、そして越境組織犯罪から利益を得ているテロリスト集団は、幾つかの事例また幾つかの地域で、紛争予防と解決努力を、紛糾させることができることに留意し、

国際連合要員を攻撃している、越境組織犯罪から利益を得ているものを含む、テロリスト集団の最近の例を、これに関連して、真剣に懸念し、

安保理決議 2133 (2014) を想起しそして資金を増すことまたは政治的譲歩を得ることを含む何らかの目的のためにテロリスト集団により犯された誘拐および人質拘束の出来事を強く非難し、そして適用可能な国際法に従って、テロリスト集団により犯された誘拐および人質拘束を防ぎそして身代金の支払いや政治的譲歩なしに人質の安全な解放を手に入れるという安保理の決意を表明し、

国際的なテロリズムを防止しそして抑圧するための国際的な、地域的なまた準地域的なレベルでの最近の発展と活動に留意し、国際連合テロ対策法的小および政治的枠組の現実的な実施で関心国を支援しまたこれらの分野における関連する国際連合テロ対策組織の活動を補完する、グローバル・テロ対策フォーラム (GCTF) の活動、とりわけ外国人テロ戦闘員現象に対処する良い慣行の包括的セットの最近の採択および暴力的な過激主義対策、刑事司法、刑務所、身代金目的の誘拐、テロの犠牲者への支援提供、および共同体志向の治安維持の分野におけるものを含む、幾つかの他の枠組文書と良い慣行の発表に留意し、

テロ行為により引き起こされる国際の平和および安全に対する脅威と、国際連合憲章および適用可能な国際的な人権、難民そして人道の法に従って、あらゆる手段により闘う必要性を再確認し、国際連合がこの取組を主導しまた調整することにおいて果たす重要な役割をこれに関連して強調し、

テロリズムを打ち負かすための包括的な対処方法は、国の、地域の、準地域のそして多数国間の行動に関与することが要求されていることを認識し、

官民連携が、越境組織犯罪、汚職およびテロリズムのような、犯罪活動を予防しまた闘う取組において果たすことができる重要な貢献に留意し、

憲章に従った全ての国家の主権、領土保全および政治的独立に対する安保理の尊重を再確認し、

適用可能な国際法に従って、特に、効果的な国境管理により、テロリストまたはテロリスト集団の移動を防止する加盟国の義務をくり返し表明し、

1. 越境組織犯罪から利益を得ているテロリズムを含む、あらゆる形態および表現におけるテロリズムを防止しまた闘うために連帯して活動する必要性を強調する。

2. 加盟国に対し、越境組織犯罪から利益を得ているものを含む、テロリストやテロリスト集団の移動を効果的に防止する国境管理を強化することを求める。

3. 加盟国が、1972年の議定書により改正された1961年の麻薬に関する単一条約、1971年の向精神薬に関する条約、1988年の麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約、2000年の越境組織犯罪防止条約、その議定書および2003年の腐敗の防止に関する国際連合条約のような関連する国際条約および国際的なテロ対策条約や議定書を、批准し、加入しそして実施することを優先事項の問題として促す。

4. 関連する国際連合組織に対し、加盟国の要請に基づいてまた既存の職務権限と資源の範囲内で、テロリズムに関する関連する国際的な法的文書を実施しそしてテロ行為に効果的に対応し、予防し、捜査しそして起訴するその能力を策定するため、加盟国を支援することを要請する。

5. 良い統治の重要性および、とりわけ腐敗の防止に関する国際連合条約および金融活動作業部会(FATF)で定められ資金洗浄およびテロ資金供与対策に関する40の勧告で改訂された包括的な国際基準の実施を通して、テロリストの資金調達と資金洗浄を含む違法な金融活動と闘うために犯罪資産を凍

結しまたは押収し、差し押さえそして管理することを権限ある国内当局に可能にする法令上の措置を採択することと効果的に実施することを含む、汚職、資金洗浄および違法な金融の流れと闘う必要性を強調し、そしてアフリカ地域の国家に対し、西アフリカ政府間マネーロンダリング対策グループ(GIABA)、東部・南部アフリカマネーロンダリング対策グループ(ESAAMLG)および能力と協力を促進することにおける中東・北アフリカ金融活動作業部会(MENAFATF)のようなFATF型地域金融機関の範囲内でのその関与を進めることを奨励する。

6. 決議1373(2001)の本文第2項(e)において言及された義務を想起しそしてとりわけ国連職員、平和維持要員および設備に対するテロ攻撃に関してそれらを想起する。

#### *国際的および地域的協力*

7. 世界的な薬物問題および関連した犯罪活動に対抗するため共通のまた共有の責任に基づく地域を越えた協力と国際的な協力を強化することの重要性を更に強調し、そしてそれは包括的な、均整のとれたまた学際的なやり方で対処されなければならないことを強調する。

8. 加盟国および適切な場合には関連する組織に対し、テロリストが越境組織犯罪から利益を得ることを防止する協力と戦略を高めること、そして法執行と情報資料を含む、情報を収集し、分析しそして交換する国の、地域のそして地球規模の制度を強化することを含んで、そのようなテロリストと彼らと共に活動する越境組織犯罪に対し自国の国境を安全にしまた捜査しそして起訴する能力を構築することを奨励する。

9. アフリカにおける地域協力制度、特に、サヘル連合連絡部隊、サヘル・サハラ地域の平和と安全保障のためのアフリカによる機構の実用化のためのヌアクショット・プロセス、神の抵抗軍排除のためのAU主導の地域協力イニシアティブおよびチャド湖流域委員会多国籍合同機動部隊とその地域情報連合部隊並びに西アフリカ諸国共同体を、これに関連して称賛する。

10. 2012年3月に、トリポリで開催された、第一回地域閣僚会議期間中の、国境の安全保障に関する行動計画の採択および2013年11月に、ラバトで開催された、第二回地域閣僚会議期間中の、国境の安全保障を高めるための地域訓練センターの創設と共に、北アフリカの地域およびサヘル・サハラ地

域における治安と国境管理を強化する活動、並びに国際連合により支援された他の準地域的活動を更に称賛する。

11. 全ての加盟国、特にサヘルおよびマダガスカル諸国に対し、国境を越えているまたサヘル地域において安全な避難場所を探しているテロ集団により国際および地域の安全に対して与えられた重大な脅威を防止するその取組を調整し、そしてテロ集団の活動に包括的なまた統合されたやり方で闘う包括的なそして効果的な戦略を策定するため協力と調整を強化すること、またこれらの集団の拡大を予防すること並びに全ての武器と越境組織犯罪の拡散を制限することを促す。

12. AFRIPOL の設立を歓迎しまた支援し、そしてテロ行為の容疑でまたは有罪と宣告された者に対するアフリカ逮捕状の推敲に留意する。

13. アフリカにおける加盟国に対し、薬物管理に関するアフリカ連合行動計画 2013-2018 の実施を支持することを求める。

#### 能力構築および国連の調整

14. 加盟国に対し、越境組織犯罪から利益を得ているテロリズムにより与えられた脅威に対処するため、必要且つ適切な場合並びに要請に基づいて他の加盟国の能力の構築を援助することを求め、そしてそのような国の、準地域のまたは地域の能力の構築を援助するため加盟国による二国間援助を歓迎しまた奨励する。

15. テロリズムおよび暴力的な過激主義に対抗することにおいて、またテロリストの資金調達、勧誘および越境組織犯罪から利益を得ているテロリストを含む、テロ組織に対する支援のあらゆる他の形態を防止することにおいて、多くの加盟国が直面するかなりの能力と課題の調整を認識し、能力の格差を特定しそして諸決議 1373 (2001) と 1624 (2005) の実施を強化するための技術援助を促進するテロ対策委員会および同事務局 (CTED) により進行中の活動を称賛し、加盟国に対し、包括的且つ統合された国の、準地域のそして地域のテロ対策戦略の策定についてテロ対策委員会および CTED との協力を続けることを奨励し、テロ対策履行タスクフォース (CTITF) 組織、とりわけ国際連合薬物犯罪事務所、並びに国際連合テロ対策センター、および能力構築援助の他の提供者が、技術援助の提供において

果たすべき重要な役割を強調し、そして関連する国際連合組織に対し、適切な場合にはいつでもまた既存の資源の範囲内で、越境組織犯罪から利益を得ているテロリズムに対処するために必要な要素をテロ対策に対するその技術援助において考慮することを要請する。

16. 国際連合の関連する組織および他の関連する国際的なまた地域的な機構に対し、越境組織犯罪から利益を得ているテロリズムに対処する国のそして地域の機関、とりわけ法執行とテロ対策機関の能力の策定と強化を支援することを求め、そしてこれに関連して、その職務権限に従った、平和構築委員会の諮問的役割に留意する。

17. 国際連合テロ対策履行タスクフォースに対し、その要請に基づいて、G5 サヘルおよび中央アフリカ諸国に対する I-ACT イニシアティブを拡大することを考慮することを奨励する。

18. 国際連合平和維持活動および特別政治ミッションは、安保理により負託された場合には、受入国政府のために、要請された場合には、既存の世界的なまた地域的な文書の下での公約を実行した特に兵器収集、武装解除、動員解除および再統合計画、フィジカルセキュリティと貯蔵管理実践を高めること、記録維持と能力追跡を通したものを含む、小型武器の違法な取引、国の輸出入管理制度の策定、国境の安全の向上並びに司法機関、警察および他の法執行能力を強化することに対処する能力構築を支援することができることをくり返し表明する。

19. 包括的なまた統合されたやり方で、越境組織犯罪、テロリズムおよびテロリズムに資することができる暴力的な過激主義に対処する手段を審議する場合、関連した適切な場合には、既存の職務権限と資源の範囲内で、事務総長特別代表、平和維持活動局、政治局、テロ対策事務局、国連薬物犯罪事務所、テロ対策履行タスクフォースおよび国際連合開発計画の間の情報共有を奨励する。

## 報告

20. 事務総長に対し、アフリカを含む影響を受けた地域において、安保理が取り組んでいる問題の観点で、UNODC、CTED そして分析支援および制裁履行監視チームを含む国際連合システムの関連する組織、並びに他の関連する CTITF 組織からの情報と共に、越境組織犯罪から利益を得ているテロリストの脅威に対処する国際連合組織の取組についての報告書を安保理に提出することを要請する。

21. 報告書が、国連制度内の既存の資源と拠出で能力を構築する国連事業および活動として提案された資金調達、並びに国境の安全保障、テロリストの資金調達対策および資金洗浄対策を中心にその紛争解決取組に関するものを含んでいる越境組織犯罪から利益を得ているテロリストの悪影響を減らす国連活動を含む、加盟国の能力を強めることに対する具体的な選択肢の勧告を含むこと、そして報告書が、本決議の採択から遅くとも6か月以内に安保理に提出されることを更に要請する。

22. ISIL、ANF およびアル・カーイダと関連のある全ての集団、企業および団体により勧誘されたかまたは参加している外国人テロ戦闘員により与えられた脅威について、全ての関連する国際連合テロ対策機関と密接に協力して、180日以内に決議1267(1999)と1989(2011)に従った委員会に対し報告するという分析支援および制裁履行監視チームに対する、決議2178(2014)における、要請を想起し、そしてこの報告書は、1267アル・カーイダ制裁一覧表に掲載されている全てのテロリスト集団に参加しているそしてそれと活動している外国人テロ戦闘員に関する傾向を中心にすべきこと、また委員会への口頭説明とアフリカで活動しているものに関するテロ対策についての次の定期的な口頭説明での安全保障理事会に対する委員会説明を含むべきことをくり返し表明する。